

2026年2月4日

公立大学法人旭川市立大学

懲戒処分の公表について

この度、下記の通り本法人職員に対して懲戒処分を行いましたので公表します。

記

- 1 被処分者 : 旭川市立大学短期大学部 教授
- 2 処分の内容 : 出勤停止（2026年2月4日～3月31日）
（公立大学法人旭川市立大学職員就業規則第41条第1項第3号）
- 3 処分年月日 : 2026年2月4日
- 4 根拠規定 : 公立大学法人旭川市立大学職員就業規則第40条第1項第2号及び第8号
- 5 事実の概要:

被処分者は、本法人が加盟し会長業務・事務局業務を担っていた団体の資金管理において不適切な処理を行い、かつ、引継ぎ業務を怠って当該団体に多大な迷惑を及ぼした。

また、本法人による調査に対し、資料提出や説明などを積極的に行わず非協力的な態度に終始したばかりか、調査期間中の自宅待機命令下において本法人の指示を無視するなど、誠実さを著しく欠き、法人の業務命令および職場規律に反した。

以上